

平成30年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成30年9月 6日 開会

平成30年9月14日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成30年第3回奈井江町議会定例会

平成30年9月6日（木曜日）  
午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
まちづくり参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
会 計 管 理 者	小 澤 克 則
くらしと財務課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
おもいやり課長	石 塚 俊 也
ふるさと商工観光課長	横 山 誠
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
教育委員会事務局長	松 本 正 志
町立病院事務長	杉 野 和 博
代表監査委員	中 野 浩 二
農業委員会会長	千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	山 崎 静
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美妃代

## 開会・挨拶

### ●議長

おはようございます。

只今、出席議員 9 名で、定足数に達していますので、平成 3 0 年奈井江町議会第 3 回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、2 番竹森議員、3 番遠藤議員を指名します。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ●議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から 1 4 日までの 9 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から 1 4 日までの 9 日間に決定しました。

---

## 閉会

### ●議長

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、7日は、午前10時00分より会議を再開します。

大変、ご苦労さまでした。

---

(10時00分)

平成30年第3回奈井江町議会定例会

平成30年9月7日（金曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議長諸般報告①会務報告
  - ②議会運営委員会報告
  - ③委員会所管事務調査報告
  - ④例月出納定例検査報告
- 第 3 行政報告（町長、教育長）
- 第 4 町政一般質問（通告順）
- 第 5 報告第1号 補助団体監査結果報告について
- 第 6 報告第2号 平成30年度に公表する健全化判断比率について
- 第 7 報告第3号 平成30年度に公表する資金不足比率について
- 第 8 報告第4号 平成30年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第 9 議案第1号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 認定第1号 平成29年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北	良	治	
副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
まちづくり	参事	碓	井	直	樹
健康ふれあい	参事	小	澤	敏	博
会計	管理者	小	澤	克	則
くらしと	財務課長	馬	場	和	浩
まちなみ	課長	大	津	一	由
おもいやり	課長	石	塚	俊	也
ふるさと	商工観光課長	横	山		誠
ふるさと	農政課長	辻	脇	泰	弘
教育委員会	事務局長	松	本	正	志
町立病院	事務長	杉	野	和	博
代表	監査委員	中	野	浩	二
農業委員会	会長	千	徳	信	行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会	事務局	長	山	崎	静	
議会	庶務	係	長	東	藤	美妃代

---

## 開会・挨拶

### ●議長

皆さん、おはようございます。

会議を開会する前ですが、昨日未明に発生しました北海道胆振東部地震において被災されました皆さまに対して、心よりお見舞いを申し上げます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

---

## 日程第2 議長諸般報告

(10時00分)

### 1. 会務報告

### ●議長

日程第2、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

---

### 2. 議会運営委員会報告

### ●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

### ●4番

おはようございます。

平成30年6月16日以降に開催された、議会運営委員会の報告を致します。

平成30年6月16日から本日まで、議会運営委員会は5回開催しております。  
開催日順に報告を致します。

委員会開催日7月18日、7月31日、8月17日。

調査事項は今後の議会のあり方について。

調査内容は、今後の議会のあり方についてであります。

委員会開催日平成30年8月31日。

調査事項は第3回定例会に関する議会運営についてであります。

調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤意見案の取扱いについて、⑥調査等について、⑦その他について。

委員会開催日9月6日、調査事項は第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容は、①会期及び議事日程についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

---

### 3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時02分)

#### ●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

#### ●3番

皆さん、おはようございます。

それでは、第2回定例会で付託されました事項について、調査が終了しておりますので、報告申し上げます。

委員会開催日7月5日、調査事項、調査第1号「認定こども園の管理運営について(現地調査含む)」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

意見・要望と致しまして、奈井江町の保育の状況について、町の定住対策による子育て世帯の転入等により、平成27年度以降の0歳から5歳までの児童数が横ばいであること、認定こども園の入所児童数は増加傾向にあることが報告された。

運営面では、人の話を聞くことの大切さを教えることで、子どもたちが落ち着いていること、また、フォニックスを取り入れた英語教育、菜園での野菜づくり等を通し、好き嫌いを無くす食育活動など特色ある保育や、平成26年度より段階的に保育料軽減に取り組んでいることを評価するものである。

認定こども園の取り組みの成果が小学校でも継続されるよう連携を深め、引き続き、



保護者のニーズを捉えたきめ細やかな運営に努めていただきたい。

委員会開催日 8月9日、調査事項、調査第2号「児童生徒の学力と体力の状況について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

意見・要望と致しまして、全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力・運動習慣等調査について報告を受けた。特に、学力向上に向け、小中学校での学習規律の統一、9年間の中での授業の流れの統一、小中授業交流などの取り組みを評価するものである。

本町の子どもたちに、社会で自立するための必要な学力を身に付けさせることは、大変重要である。

今後も、全国学力・学習状況調査結果の分析を更にすすめ、基礎学力の定着や望ましい生活習慣の確立に努力を願うとともに、保護者への啓発にも努めていただきたい。

また、子どもたちの学習意欲の向上につながるような調査結果の公表を期待する。

委員会開催日 8月9日、調査事項、調査第3号「広域行政の取り組みについて（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

意見・要望と致しまして、地方財政が大変厳しい状況の中、近隣自治体間で協力・共同して事務・事業を広域的に連携し、事務の効率化を図ることが不可欠であり、本町においては積極的に広域行政を推進していることを評価するものである。

今後においても、急速な少子高齢化や人口減少により、多様化する住民ニーズに応え効果的なサービスを提供するため、更なる広域行政の充実と事務の効率化に努めていただきたい。

委員会開催日 8月17日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

意見・要望と致しまして、税の徴収において収入未済額が減少し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、今後とも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、町税、普通交付税の増加が見込めない中、経常収支比率が高い水準にあることから、歳入の確保と歳出の節減に努め、基金の確保にも十分留意され、今後とも健全財政の堅持に努力願いたい。

また、今年度より、国民健康保険制度が都道府県化されたが、今後も公平、適切な保険税率の設定や、基金の有効活用など安定的な運営に取り組んでいただきたい。

以上、報告と致します。

---

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の調査報告を行います。

委員会開催日6月22日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより第12号誌面構成について。

委員会開催日7月5日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより第12号の校正について。

委員会開催日7月12日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第12号の校正について、②第33回町村議会広報コンクールについて、③全国町村議会議長会広報研修会について、④北海道町村議会議長会広報研修会について、⑤上富良野町議会広報特別委員会先進地調査について。

委員会開催日7月18日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより第12号の校正について。

以上、4回の委員会をもちまして、議会だより第12号を8月1日に発行したことを報告致します。

---

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

日程第3 行政報告(町長、教育長)

(10時10分)

●議長

日程第3、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第3回定例会大変ご苦労さまでございます。

平成30年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まず、はじめに、まちづくり課関係では、本年度の空知地方総合開発期成会の要望活動であります。7月5日には、北海道知事及び道議会等に対し、加えて7月25日から26日には、道内選出国會議員、各省庁等に対し、平成31年度予算編成に向けて、地方財政の充実強化、医療・健康施策の充実、さらには各種農業政策の充実等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要望を行ってきたところでございます。

次に、8月6日から31日にかけて、町内8カ所において、町政懇談会を開催しております。

各会場には、合せて155名の町民の皆様にご出席を頂き、活発な意見交換を行ったところであります。

次に、8月24日から29日には、友好都市ハウスヤルビ町からの訪問団を受け入れ、町内各学校、立地企業等の視察・訪問のほか、両町を取り巻く行政課題に関する懇談など、幅広く交流事業を行っております。

次に、ふるさと農政課関係では、9月5日、農業委員会の水稲作況現地確認に同行しております。

今年の水稲の生育状況は、6月中旬からの天候不順の影響で、初期生育が停滞し、莖数、穂数が平年の9割程度という状況であります。

北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況においても、北空知は不良となっております。

一方で、7月下旬からの好天により、不稔の影響が少なく、また、いもち病などの影響も少ない状況にあります。

成熟期に入り、さらに回復することを期待しております。

次に、ふるさと商工課関係では、8月18日・19日にないえ産業まつりが開催されました。

今年は、2日目に若干の雨に当たりましたが、町内各種団体、企業、子ども会議など、多くの町民の皆様のご参加を頂く中で、町内外から延べ2800人のご来場を頂き、盛会のうちに開催されました。

ご協力を頂きました、町内関係団体の皆様にも、感謝を申し上げます。

最後に、紙面に記載はありませんが、8月27日には、交通事故死ゼロ1000日を達成致しております。

各季の交通安全運動期間をはじめ、日頃から、多くの町民の皆さんにご協力を頂きな

がら、交通安全運動を推進してきた成果であり、関係者の皆さんに感謝を申し上げるところであります。

この後は、1500日を目指して、事故の無い安全なまちづくりに努めて参ります。

以上が、事前配布の一般行政報告であります。

続きまして、昨日発生致しました、平成30年北海道胆振東部地震への対応経過をご報告致します。

9月6日午前3時8分発生の地震において、奈井江町においても、震度4を観測致しまして、現在もその対応を継続しております。

地震発生後、ただちに副町長以下、職員が登庁し、関係機関との連携を深める中で、対応を行っております。

今回の地震では、早急な現状確認が必要であり、また、特に北海道全域に停電が発生し、その復旧が未確定であったことから、5時25分に課長会議を招集致しまして、同時に災害対策本部に移行致しました。

6時現在で、消防支署の対応した救急出動は無く、また、6時25分からの町内パトロールでは、公共施設や民家等の被害は確認されておりません。

地域の皆さんへの情報提供に関しては、防災協力員に対し、現況と今後の取り組みなどを連絡し、協力を求めたところであります。

8時前には、報道の他、経済産業省の情報を確認し、道内全域約295万戸に及ぶ停電の原因が、苫東厚真発電所の緊急停止から、道内の需給バランスが崩れ、他の火力発電所も停止に至ったことが原因と判明しております。

13時に開催致しました災害対策本部会議の協議の最中、町内の一部地域の停電の復旧がありました。同時に、町内の停電の完全復旧には、まだ時間を要することが判明しております。

こうした状況を踏まえて、対策本部において、交流プラザ・みなクルにおける避難所の開設を決定したところであります。

防災協力員への連絡、広報活動等を実施の上、16時30分に避難所を開設し、食事の提供に合わせて、携帯電話の充電スポットを提供しております。

以下、資料は記載はありませんが、避難所では昨日、16時30分の開設から、本日午前8時まで約150名の方が食事の確保、携帯電話の充電などで、避難所を訪れておりますが、宿泊された方は、おりません。

停電に関しては、私からも直接、北海道電力に早期復旧を強く申し入れをしておりますが、本日、朝8時の状況では、南町、東町、本町、瑞穂、茶志内、高島、宮村地域で一部を除いて、停電が続いている状況であります。

町立国保病院は、停電の影響から、昨日は通常の外来診療を休診して、必要な方、救急のみ対応したところではありますが、本日は、外来診療を再開しております。

地域公共交通は、国道の信号機の一部が停止しており、運休を継続しております。

また、砂川地区広域消防組合では、厚真町の応援体制をとり、昨日から消防隊員・車両の派遣を行っております。

今回の地震の発生を受け、北海道では、全179市町村に災害救助法の適用を発表し

ております。

本日も朝8時30分に災害対策本部会議を開催しておりますが、引き続き関係機関と連携を図りながら、対策を講じて参ります。

以上、地震災害に関する行政報告と致します。

終わります。

---

(教育行政報告)

(10時21分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第3回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、3点について、ご報告を申し上げます。

1点目は、8月2日に開催致しました、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議についてでございます。

本年度におきましても、各委員より賜りました、昨年度の教育事務事業に対する評価と意見・要望等を報告書にまとめまして、本定例会に提出をさせて頂いております。

今後とも、委員各位のご意見等を踏まえまして、各事務事業の推進に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目と致しまして、教育行政報告には記載をしておりますが、本年4月17日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査の調査結果が、7月31日、文部科学省より公表されたところでございます。

本年度の学力テストにおきましては、小学校では、国語、算数、理科の基礎、応用とも、全国、全道の平均を下回る結果となりました。

また、中学校では、国語の基礎が、全国平均を上回り、国語の応用、数学、理科の基礎・応用とも、全国、全道と同様、もしくは若干下回る平均点となったところでございます。

今後、各学校とも、学力テストと合わせて実施を致しました、児童生徒のアンケート調査であります学習状況調査も含めまして、分析・検証を行い、基礎学力の定着に向けまして、取り組んで参ります。

なお、詳細な調査結果につきましては、各学校の学校だより、教育委員会と致しましても、広報ないえで、今後、お知らせをする予定としているところでございます。

3点目も、教育行政報告には記載してございませんが、児童生徒の安全確保につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、小学校で発症致しました感染性胃腸炎についてでございます。

6月19日から20日にかけて実施をした5年生の宿泊研修に参加をした、複数の児童、教職員から、嘔吐・下痢等の感染性胃腸炎の症状が発症したことから、6月22日に5年生の学年閉鎖の措置を取ったところでございます。

しかしながら、その後におきましても、兄弟等の家庭内感染や校内感染が疑われる事案が見受けられ、収束には至らなかったことから、予定をしておりました、3年生4年生の見学旅行、6年生の修学旅行などを延期すると共に、27日から7月1日まで、全学年を対象とした学校閉鎖の措置を行い、児童の体調回復と更なる感染防止に努めたところでございます。

次に、一昨日の5日、早朝から午前中にかけて、台風21号の影響に伴い、強風となることが予想されたことから、登下校の安全確保のために、小学校・中学校とも臨時休校としたものでございます。

また、昨日の6日未明、胆振地方を震源とする「北海道胆振東部地震」が発生し、学校施設等の被害はございませんでしたが、停電により、道路信号機が不点灯となるなど、登下校の安全性が確保できないこと、また、学校給食におきましても、停電による影響と食材等の搬入ができないこと等によりまして、現在、各学校に配食できない状況となっているところでございます。

そのような状況などを踏まえまして、小学校・中学校とも、昨日、本日で臨時休校とさせて頂いたところでございます。

合わせまして、明日、文化ホールで予定しておりました夏川りみコンサートにおきましても、地震の影響により、開催時期は未定でございますが、延期とさせて頂きましたので、ご報告と致します。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

**日程第4 町政一般質問**

(10時25分)

●議長

日程第4、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

---

**(1. 5番三浦議員の質問・答弁)**

(10時26分)

●議長

5 番三浦議員。

(5 番 登壇)

● 5 番

おはようございます。

台風 21 号に続く、昨日の未明の地震と、それに伴う停電で被害を受けた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

さて、今日は、町長に、2 点質問致します。

1 問目は、虐待など、近年、児童相談所への相談件数が増え、職員の手が回らないという実態が、マスコミなどでも取り上げられています。

すべて、というわけではありませんが、その底流に、子どもを取り巻く貧困問題が指摘されています。

しかし、子どもの貧困は見えづらいとも言われ、助けの手がなかなか届いていないのが、全国的な実態です。

従って、全国どこでも、子どもの貧困の実態を、できるだけ具体的に明らかにすることだというのが第一歩だと思います。

先日、共産党議員団の対道交渉がありました。

その中で、子どもの貧困実態把握のため、総合振興局として、市町村とも連携し、管内や市町村の実態調査を推進し、対策の具体化を促進して頂きたいという要望に対し、保健福祉部から次のような考え方が示されました。

道が、平成 29 年に実施して以来、以降、この調査を参考に、調査を行う市町村が増えている。

道としては、今後とも、市町村において実態調査が行われるよう、道が持っているノウハウの提供や先行事例の紹介、関係機関へのつなぎなど、必要な支援を行う。

それとともに、今年度、新たに振興局ごとに設置する、地域ネットワーク会議も活用し、地域における情報の共有や効果的な連携方法の検討などを通じ、子どもの貧困対策を推進して参りたいとのことでした。

ここでいう、平成 29 年度に、道が行った調査結果は、①調査世帯の状況、②子どもの教育、③生活状況、④保護者の就労状況、⑤経済状況、⑥相談の状況、⑦自由回答からなり、例えば、生活状況の部分では、あなたや配偶者が不慮の事故で入院するなど、子どもの面倒をみられなくなった時、代わりに子どもの面倒を見てくれる人がいるか、また、面倒を見てくれる人に、どれくらいの期間、子どもの世話を頼めそうかとか、過去 1 年間に、親子そろって旅行やキャンプに行った経験があるかという設問があり、経済状況のところでは、経済的理由で、食料を買えなかったり、暖房が使えなかったりした経験があるか、また、過去 1 年間に、子どもを病院などに受診させた方が良かったと思っただが、受診させなかった経験があるかなど多岐にわたり、大変具体的なものです。

奈井江町は、子どもの権利に関する条例を制定し、子どもは、個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族や友達の温もりの中で、健やかに遊び、学び、生きることを

願っています。

そのことは、子どもが一人の人間として、温かい情、やろうとする意欲、豊かな創造性を持ち続け、最も人間らしい生き方の基礎・基本を培うことを保証しますとしています。

子どもの貧困は見えにくいと言われています。

まずは、見えにくい貧困の実態を掘り起こすことが、条例の主旨、実現のために大事なことではないかと思えます。

奈井江町でも、子どもの貧困実態を調査し、子どもの置かれている状況をリアルに把握することが急がれると思いますが、町長は、いかがお考えでしょうか。

●議長

(10時31分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答え申し上げますが、三浦議員の質問の中には、子どもの貧困実態調査について、道の調査を参考に実施してはどうかということですが、厚生労働省が、平成28年に実施致しました、国民生活基礎調査の結果によると、子供の7人に1人が貧困の状態にあり、依然として厳しい状況が続いていると認識しているところであります。

そこで、質問のあった、本町における実態調査の実施であります。道においては、子どもの貧困対策推進計画を平成27年に策定し、平成28年には、道内13市町の保護者と子供約2万人を対象に“世帯の経済状況から見た子どもの生活環境や学校・家庭における過ごし方”を把握するため実態調査を実施しています。

昨年6月に公表された調査結果は、その後、一部自治体で実施した実態調査と同様の傾向が示されておりますので、そこで、本町における子どもの貧困に係る把握については、今ほど述べた道の実態調査を参考にする一方で、これまでも、こども園の入所手続や児童扶養手当、就学援助等の申請手続を始め、母子保健事業を通じて、貧困など、様々な課題を抱える家庭や子供の状況を把握しております。

本町における現状について、少し説明しますが、未就学児童165人のうち、約7割が認定こども園に入所し、残り、約3割の家庭保育の児童には、保健師による訪問や健診等を通じて、状況を把握しており、加えて、高校生以下のいる生活保護世帯が14世帯、児童扶養手当を43世帯に支給致しております。ひとり親家庭医療費助成の非課税世帯受給者が18世帯、準要保護世帯の児童生徒47人に就学援助を行っているほか、18歳までの子ども医療費の助成や、第2子小中学校の給食費無料化、公設塾の開設などについて、既に実施しているところであります。

以上のことから、改めて、町独自の調査を実施する考えはありませんが、今後も、町が把握している情報の整理・分析をしっかりと行い、子どもの権利条例の理念を踏まえ



ながら、未来を担う子供たちが心豊かに成長できるよう、成長段階に応じた切れ目のない支援を行って参りますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時36分)

5番三浦議員。

●5番

10月からは、生活保護の扶助費をはじめ、母子加算や児童養育加算などが、削減されることが決まっており、また、来年の10月には、消費税が10%になるという予定でいます。

こういうことを考える時、子どもの貧困が更に深まるのではないかと心配しています。

特に、奈井江町も含めまして、旧産炭地においては、一般的な道の結果とはまた違う状況を示していると思います。

子どもの貧困実態調査の中で、その実態を明らかにして、子どもの幸せを全町民の力で実現する原動力とすることが必要だと思えます。

今、町が抱えている実態、子どもを捉えている実態というのを、どういうふうにして、町民全体のものにしていくかということが大事だと思えますが、この点について、再度質問致します。

●議長

(10時37分)

町長。

●町長

今、お話あったとおりでございますが、10月から確かに母子加算が減るということは事実でございますし、更に消費税が上がるということも、これまた事実でございますが、それらの対応については、今後、十分検討して参りたいとこういうふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時38分)

5番三浦議員。

●5番

特に、生活保護の扶助費が下がるということに関連して、就学援助がどうなるのかなというところも大変、心配しております。

子どもの幸せを全町民の力で実現していくまちづくりのために、私も頑張ることを表明して、この1つ目の質問は終わります。

2問目は、お墓についてです。

高齢化に伴って、老後の生活や最後の迎え方について、個人の希望をエンディングノートなどに書いておく人が増えています。

お墓についても、自分の骨の眠る場所や、先祖の供養について、悩みを抱えている人が増えています。

核家族化・少子化・高齢化社会を迎え、また、生活スタイルが変わり、一生同じ場所に住むことが当たり前でなくなった昨今、代々受け継がれることを前提にした従来のお墓では、現代のニーズに十分な対応が出来なくなっていると思います。

特に、結婚をしない人、子供がいない人、子供が娘だけ、身寄りがいない、子供に負担を掛けたくない、といったことから、墓じまいを考えている方も増えておられます。

無縁となった遺骨を収蔵するための町営のお墓は奈井江町にもありますが、既に遺骨になった場合に限られており、しかも身元不明者などを主な対象にして設置されているため、継承者がいる場合は、入ることが出来ません。

このような状況から、寺院が、宗教法人という社会的立場から、お墓の承継者のいない方、あるいは承継で悩む方々に安心して、死後を託してもらえるシステムを提供したいという願いから、永代供養墓を開設する動きが広まっています。

永代供養墓が注目されるにつれ、それを望む層は確実に増え、また、そうした人々からの要望によって、都市部では、年々質の高い形式のものが建てられるようになってきました。

内容においても、供養期間や供養方法、遺骨の納骨方法など、使用者が納得できるシステムが徐々に確立されているということです。

それにつれて、永代供養墓を、公営でも作って欲しいという要望が強まり、平成5年に、横浜市で初の合葬式納骨施設が出来、以後、各地に広がっています。

合葬式の納骨施設というのは、骨を骨壺から出して、他の人の骨と一緒に墓に入れる形式で、骨はやがて土に還っていくというものです。

公営の合葬式の永代供養墓は、承継者がいる、いないに関係なく、生前に申し込むことが出来、民営に比べて、使用料が安く、また、宗教や祭祀も一切自由というのが特徴です。

このような公営の永代供養墓の必要性は、都市部に限られているわけではなく、過疎化が進む地方においても、守り手のいないお墓をどうするかという悩みは同じです。

奈井江町でも、公営の永代供養墓を考える時期にきているのではないかと思います。この点について、町長のお考えをお尋ねします。

●議長  
町長。

(10時42分)

●町長

三浦議員の2つ目の質問にお答え致したいと思います。1つ目は、核家族化・少子化・高齢化社会を迎え、奈井江町でも永代供養墓を考えてはどうかということでございますが、2つ目の公営の永代供養墓についてですが、かつて建立したお墓が、転出によ

って、維持や墓参に苦慮しているということはニュースなどで、私も時折、耳に致しますが、合同墓に納骨した場合、将来にわたり、遺骨の移転ができなくなることや、異なる宗派の方々が一緒に埋蔵されることなどから、寺院等の理解を求める必要もあると思います。

現状、町外では民間の設立が多いこと、すでに町内の寺院で、檀家向けのものが設置されているなど、一部、市などで合同墓設置の事例はありますが、町村で取り組んでいるところは、あまり無いのが実態でございます。

現状、合同墓の設置について、どういうふうに考えているかということでございますが、これからも、核家族化、少子高齢化が進んで参りますが、今後、合同墓については、重大な関心を持って、住民ニーズに合った墓地のあり方について検討して参りたいと思うところでございます。

ご理解を頂きたいと思えます。

以上でございます。

●議長

(10時44分)

5番三浦議員。

●5番

みなクルが出来て、近場で、しかも安価な使用料でお葬式が出来るというふうに、町民の皆さんが大変安心したところです。

お墓についてはというと、これが今、お話してきた、合同墓がないということで、特に、自分の後を継ぐ人がいない、身寄りがいないという人たちの中で、低所得の方たちが大変、心配されているところです。

今町長のお答えにもありましたけれども、この後も、継続的に、検討して頂けるということですので、このことについて、市とかは作っているけれども、町や村ではまだだというんだけれども、町で一番に作ったというぐらいなところで、是非、今後とも、対応を検討して頂きたいと思えます。

以上で質問を終わります。

●議長

(10時45分)

町長。

●町長

再質問に答えますが、ただ、実際、今、出来ることではありません。

将来的には、そういうことも考えて、住民を意見を聞きながら、検討して参りたいと、こういうふうに思っております。

よろしくお願い致します。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(10時46分)

---

(2. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時46分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

近日の台風・地震と、自然災害の恐ろしさを実感すると共に、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

先の通告に従い1点、小児がんである網膜芽細胞腫の早期発見について、町長にお伺い致します。

まず、北町長におかれましては、8期32年の町政推進にあたり、奈井江町にとって多くの功績を残されましたことに、深く感謝を申し上げますと共に、ご苦勞の数々を思う時、これからの生活では、ご家族皆様と、心身ともに休まれて、健やかにと思うばかりです。

本当にご苦勞さまでございました。

北町長には、私も最後の質問になろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

小児がんの一つに、網膜芽細胞腫というがんがあります。

網膜芽細胞腫とは、眼球内に発生する悪性腫瘍の一つで、その多くは、5歳までのお子さんが発症します。

小児期に発症する眼球内腫瘍の中では最も頻度が高く、日本においては年間80名程度の新規発症例があります。

早期発見、治療方法の向上もあり、10年生存率は90%以上であるとの報告もありますが、発見が遅れると、がんが脳に転移して、死に至ります。

発症率は15,000人に1人と少なく、親が赤ちゃんの目の異常に気付いても、速やかに治療されないことがあります。

網膜に腫瘍ができると視力が低下しますが、乳幼児はまだその意志表示が難しく、状態を伝えられないことから、発見された時には進行している場合も少なくありません。

早期発見であれば、抗がん剤治療によって、眼球摘出を免れる場合があります。

網膜芽細胞腫はある程度進行すると、白色瞳孔や斜視の症状が表れたり、まぶたの腫れが見られることもあります。

こうした症状に気づいて受診するケースが多く、95%が5歳までに診断されます。

これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることが出来ます。

奈井江町での5歳児健康相談の中の保護者用に「目が悪いという心配、または視力検

査等で指摘を受けたことはありますか。」という問がありますが、今までの相談の中で、斜視を確認できたということも伺っているところです。

また、言葉の発達をはじめとして多くの発見が、その5歳児健診の中であり、そのことによって、早めの手当てが出来ていることを、嬉しく思っているところです。

今回の網膜芽細胞腫、年間80人の発症は少ないかもしれません。

ですが、手当てが遅れると死に至らないまでも、ステージ4では、眼球摘出となり、全盲のまま、人生を送らなくてはなりません。

また、適切な対応をするには、保健師さんには難しいとされているようです。

乳幼児健診の項目は、市町村が指定することも出来ますので「眼」の項目に、白色瞳孔、斜視をしっかりと明記し、保護者の方の意識向上を図って頂きたいと思います。

その中で、心配がある場合は、眼科医への受診を促すなどの施策について、町長にお伺い致します。

●議長

(10時51分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答え致したいと思いますが、質問の事項でございますが、乳幼児健診の網膜芽細胞腫の早期発見でございます。

笹木議員のご質問のとおり、網膜芽細胞腫は、眼球内に発生する悪性腫瘍で、その多くは5歳までの子供に発症する小児がんの1つでございます。

国内のデータでは、出生児1万6千人に1人の割合で、年間70人から80名の発症例が報告され、白色瞳孔は、網膜芽細胞腫に繋がる症状として、大変多いと言われております。

そこで、本町が現在、実施している乳幼児健診についてであります。1歳までの間に3回、その後、1歳6カ月、3歳の時期に、乳幼児の疾病予防や早期発見、健康保持・増進を目的に実施し、眼に関する健診については、各期の健診時に小児科の医師による診察を行っているほか、3歳児健診時には、視覚、視力検査を実施すると共に、保護者に対しては、厚生労働省が定めている所定の様式によるアンケート調査を行い、目のことも含め、普段の様子などが、より詳しく把握できるよう進めて参りました。

これら検査の結果、白色瞳孔や斜視等の所見があった場合には、専門医療機関の受診を勧めると共に、保健センターにおいても、精密検査の結果を把握し、その後の指導や相談ができる体制をとっております。

昨今、ここまでの症例はありませんが、今後も随時、小児科医師と十分協議を行いながら、白色瞳孔など早期発見に、より繋がるアンケート項目等の見直しを行い、保護者への理解、知識普及に努めて参りますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時54分)

7番笹木議員。

●7番

只今、町長から答弁を頂きました。

先ほども申しましたけれども、この網膜芽細胞腫、年間全国で80人、本当に少ない発症率ではありますが、何故今回この質問をさせて頂いたか、小児がんの発症について、私自身考える機会がありました。

一番知られているのは、0歳児から14歳までの子供たちのがんの発症で一番多いのが白血病であります。

年間、データとして38%、次に、脳腫瘍の16%。

白血病の発症というのは、成人になると、本当に少ない、わずか数パーセントという数字になっているのが、そういう状況であります。

実はごく最近、親戚ですけれども、11歳の子供が他界しました。

うちの身内であります。

病名は白血病でした。

小学校入学2カ月ほど前に、白血病を発症し、6歳でした。

臍帯血移植、これが最大だということで移植をして、数年元気だったんですけれども、再発を致しまして、次、ドナーを待って、次に今度は骨髄移植、これも行いました。

残念ながら、これも再発をしまして、今年2月に3度目の再発で先月亡くなったんですね。

このように医学の全てを尽くしても、助けられない命、病気があるというのは、本当に残念なことですけれども、これが現実かと思えます。

今は、生まれてくる子供が、本当に少ない。

ですから、助けられる命があるなら、助けてあげたいなという思いで今回の質問をさせて頂きました。

3歳児、5歳児健診の中で、小児がんに対して、保護者の方がもっともっと認識を深くして頂ければというそんな思いであります。

小児がん、出来ればですね、小児がんのハンドブックみたいなものを、簡単なもので結構ですから、保護者の方が、小児がんというのはという意識を深めてもらえるような、そんな機会を是非、奈井江町として作って頂きたい、そんな思いですが、町長、いかがでしょうか。

●議長

(10時57分)

町長。

●町長

笹木議員の再質問にお答え致しますが、そういうことは必要でございます。

簡単な手帳を発行して、それを早期発見が、一番重要だと思いますが、そういうことばかりでなく、様々な形で、予防、早期発見するという、全力を投球していきたい。

こういうふうを考えております。

医師との疎通が大切でございますから、そういうふうにしていきたいとこういうふう  
に思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長 (10時57分)  
7番笹木議員。

●7番  
ありがとうございます。  
本当に少ない子供ですから、健やかに元気に育てもらうために、周りの私たちが少しでも出来ることがあればとそんな思いでおります。  
どうぞよろしくお願い致します。  
以上です。

●議長  
以上で、笹木議員の一般質問を終わります。  
ここで、11時10分まで休憩致します。

(休憩) (10時58分)

---

(3. 6番森岡議員の質問・答弁) (11時10分)

●議長  
休憩前に引き続き、会議を再開致します。  
一般質問を行います。  
6番森岡議員。

(6番 登壇)

●6番  
それでは、通告に従いまして、大綱2件、町長に質問をさせて頂きたいと思っております。  
まず、質問の前に、皆さんご存知のように、4日に非常に強い勢力の台風21号が近畿地方に上陸をし、その後、関西地方を中心に、想像を絶するような被害をもたらしました。  
その後、その勢力を維持したまま、5日の未明には北海道に最接近をした。  
その後、道内においても、様々な被害状況が明らかになっております。

また、更に、昨日未明、先ほどからもお話がありますように、胆振地方で震度7という大地震が発生を致しまして、甚大な被害と共に、北海道全域で停電をするという、かつて経験したことないような事態が発生をしております。

今回の台風、そして更に地震で被災をされた皆様や地域に心からのお見舞いを申し上げますと共に、早期の復旧復興をご祈念する次第であります。

たったこの3日間で、風速40メートルを超えるような暴風や大雨、高潮、更には地震、停電、そういう自然災害の脅威と恐ろしさを目の当たりにして、改めて、防災や災害対策の重要性ということは、ひしひしと感じております。

先ほど、行政報告にもありましたように、奈井江町では、みなクルに避難所を開設を頂き、迅速な対策対応を取られたということにつきまして、町民を代表する立場の1人として、感謝を申し上げたいと思います。

今後とも、奈井江町における防災災害対策の推進につきまして、引き続き、努力を頂きますよう、お願いを申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。

1件目の質問は、定住促進対策の住宅支援制度における、集合住宅建設助成制度について、お伺いを致します。

平成27年度よりのまちづくり計画・前期実施計画において、地方創生との連動もあり、重要施策の一つとして、定住に繋がる様々な住宅支援制度が進められてきました。

従前より、助成内容を拡充する等の努力を頂き、新築助成や中古住宅の購入助成、民間賃貸住宅家賃助成、更には、社員寮を含めた集合住宅建設助成など、様々な施策の展開により、スタート以来、着実に実績を上げてきていることは皆さんご存知のとおりであり、前期5カ年であり、今年度と来年度において、更に成果が出ることを大いに期待をしているところであります。

その施策の一つであります集合住宅建設助成制度につきましては、一般世帯に加えて、高齢者や障がい者世帯、子育て世帯、及び立地企業の従業員世帯等、町内における居住の安定に居住環境が良好な民間賃貸住宅及び立地企業の従業員宿舎の供給を促進し、民間活力による優良な民間賃貸住宅等の供給の拡大を図り、定住化の促進や町民生活の安定、雇用の拡大に寄与することを目的に施行されております。

この制度につきましては、平成27年度では1棟5戸、平成28年度では1棟4戸、平成29年度には1棟4戸と、3年間で3棟13戸の助成件数があり、町内における住居の提供や定住促進にも繋がっており、十分目的に沿った成果の上がっている事業であると認識をしております。

今年度も、広報ないえ4月号において、申し込みの募集が掲載をされ、早々に申し込みがあったということも伺っております。

そこで、この集合住宅建設助成制度の現状につきまして、3点についてお伺いを致します。

まず1点目は、平成30年度における、現在の申し込み状況について。

2点目は、5月中には、ホームページ上からもこの制度のことが掲載されておられませんでしたし、住宅支援のチラシにも掲載をされていなかったはずで。



更に受付は停止をされたということをお伺いしております、その経緯について、ご説明をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、平成31年度が計画最終年度となる、前期まちづくりに対する基本的な考えについてということで、以上、3点につき、町長に質問させていただきますので、よろしくお願いします。

●議長

(11時15分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、まずは、住宅支援制度における集合住宅建設助成制度についてでございますが、1点目の質問事項でございます、定住対策における、集合住宅建設助成に関してお答えして参りたいと思います。

まずは、平成30年度の申し込みの状況であります、今年度におきましては、4月から募集を開始したところでございまして、5月下旬までに、4棟26戸の申し込みがありました。

この助成事業については、平成27年度からの3年間、毎年1棟ずつの実績があり、本年度分を含めると、7棟39戸が建築されることになりまして、相当数の民間住宅の確保が可能になってきたところでございます。

しかしながら一方で、この助成事業の財源については、当初から、過疎対策事業債のソフト事業分を充当しておりましたが、本年5月に行われた、平成29年事業の起債借入申請時において、民間賃貸住宅の建設に対する補助・助成に関しては、起債の対象外とする旨の総務省の新たな見解が示されたところでございます。

こうした状況を勘案し、集合住宅に関しては、6月初旬からの受付を終了させて頂き、同時に、その内容を記したチラシの配布を行っております。

なお、現在、対象外とされた財源の確保について、空知総合振興局と協議を行っておりますが、道の本庁との調整を含め、まだ時間を要し、充当も未確定な状況にあります。

そこで、次年度の基本的な考えについてであります、この助成事業の実施で、定住に結びつくことにより、理論的には、比較的短い期間で、税収や地方交付税の増額により、財源の回収も可能となりますが、単年度の一般財源の確保にも、限界がありますので、過疎債が充当できない場合は、実施は困難であると考えております。

なお、過疎債の充当が可能となる他の定住対策事業に関しては、本年度の状況等を確認し、また、町全体の新年度予算編成を議論する中で、継続事業として検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時20分)

6 番森岡議員。

● 6 番

只今、この集合住宅建設助成制度につきましての現在までの概要ということについては、十分理解をしました。

町政懇談会の中でも一部質問があった部分でありますけれども、それで、只今の町長の答弁によると、財源を予定して確保が出来ない。

今年を見ると、4 棟 26 戸ですから、かなりの金額になるということは、当然理解をするので、いたしかたない部分だなというふうに感じておりますけれども、ただ、今、答弁の中で、空知振興局と、充当できる財源についての検討をされているということでありますので、是非その辺に、努力を頂きたいなというように思っています。

それで、この制度、本当に、どうして今年こんなに多いのかなというのも、消費税の関係かなとも思っているんですけども、ただ、受付後も結構問い合わせがあったということは、聞いておりますし、当然、この施策自体は、町としても必要であるから、実施してきたという制度でもあります。

更に、主体は民間がやることで、当然、経営ということも考えると、まだまだ奈井江には、こういう集合住宅のアパートの需要が、民間がそういうふうには経営出来るということ判断しているということなのであれば、まだまだ事業としては、実施頂きたいなという思いはしているんですけども、ただ、財源についてのお話でしたので、これは、強くは言えないところなんですけれども、今年の分の財源、手当を確保に努力を頂くとともに、来年が前期5カ年の最終年度ということであり、基本的な考え方も今、町長にお話頂きましたけれども、例えば1棟4戸とか、戸数を限定してでも、この事業、来年度是非やって頂きたいなという思いもあるんですけども、その辺について、もう一度だけ、答弁をお願いします。

● 議長

(11時22分)

町長。

● 町長

今、お話申し上げましたとおり、総合振興局と道は調整を行っているところで、出来るだけ、可能な限り、転入者が増えておりますので、そういうことで可能な限り、やっていきたいというふうには思っておりますので、次の世代になると思いますが、基本的な考えは、くずさないでこうとこういうふうには思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い致します。

● 議長

(11時23分)

6 番森岡議員。

● 6 番

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目につきましては、町長が思う、奈井江町における現状、そして、これからの課題、更には、町長が、これから、奈井江町に期待をすることということについて、伺いたいと思います。

北町長におきましては、最後の定例議会ということで、この場所から、このように質問させて頂くのも、この質問が最後になるとは思いますけれども、非常に寂しい思いをしています。

振り返りますと、私は平成15年から議会に出ているんですけど、正確には数えていませんけど、15年間務めてきた中で、30回以上、ここで、町長に一般質問をさせて頂いているはずなんですけど、当然、自分の思いが伝わらない時もありましたし、きっと失礼なことも沢山言ったというように思っていますけど、その都度、町長よりは、誠意をもった、また思いのこもった答弁を頂いていたなというふうに本当に感じています。

そのことにつきましては、感謝しておりますし、お礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

大綱的な部分もあるんですけども、現在の町長の率直な考えや思いを込めて、ご答弁を頂きたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

北町長におかれましては、第2回の定例町議会における大矢副議長の質問の中で、12月6日の任期満了を持って退任されるということ公表をされました。

町長就任以来、数々の地域課題に誠心誠意ご尽力をされ、私から言うまでもなく、多くの実績や功績を残されて参りました。

早くから「健康と福祉のまち」をテーマに、まちづくりを進められてこられ、現在、大きな流れの中で、町民の安心な暮らしに向けての動きが進められていることは、皆さんご存知のとおりであります。

8期32年間という長きにわたりまして、「開かれた町政」「町民との対話による町政推進」に一貫して取り組んでこられ、現在の奈井江町の基盤を作り上げて頂いたということに対して、町民を代表する立場の一人として、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

町長は、答弁の中で、町政運営や課題への挑戦に一定の区切りがついたという判断をして、退任の意思を固めたという答弁がありました。

これは、私が勝手に思っていることなんですけど、もし、町長に、体や体力の心配が全然なければ、まだまだ、僕はもっと取り組みたいことや、解決したい課題があったのではないのかなというように思っています。

そこで、2点について、町長に伺いたいと思います。

1点目は、奈井江町における、現在、今後の課題ということについて。

2つ目は、町長が、これからの奈井江町に期待をすることということで、本当に大綱的な部分もあるんですけども、以上、2点につきまして、町長の所見と申しますか、思いにつきまして、お伺いをしたいと思います。

●議長  
町長。

(11時26分)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、奈井江町の現状、今後の課題、これからの期待することということでございますが、32年間大変お世話になりました。

最後の定例会でございますから、本当に心から議員の皆さん、町民の皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

ありがとうございました。

森岡議員の2点のご質問でございますが、お答えして参りましたが、ご質問の趣旨は、私の任期満了に伴う退任の意向を踏まえ、町政運営に関わる、大局的な観点についてのご質問と捉えておりますが、まず、1点目の現状・課題であります。

奈井江町においては、議会における議論、あるいは、町民の皆さまとの対話の中から、地域づくりに様々な施策を講じておりますが、一方で、財源の確保など、国の政策の影響により、厳しい環境は今後も続いて参ります。

そのような中、現状の奈井江町においては、基幹産業である農業や、立地企業の設備投資など、これまでの地道な取り組みが大きな成果に繋がっていると思います。

農業については、計画的な基盤整備やライスターミナルの活用により、ゆめぴりかをはじめとする本町の高品質米は、全国にその知名度を広げております。

また、北海道住電精密株式会社にあつては、奈井江町を生産拠点と致しまして、事業を拡大し、今年も100億円という巨額の投資が行われております。

小さな自治体から、世界に向けた生産活動が続いていることは稀なことであります。

また、町の活性化や地域づくりに繋がる取り組みに、商工会や福祉・教育関係者など、それぞれが知恵を出し合いながら取り組みを進めて頂いております。

このように、農・商・工、あるいは各世代の町民の皆さんの取り組みが、バランス良くその機能を高め、発展を続けていくことが重要であり、課題として、捉えております。

次に、2点目の、これからの奈井江町に期待することではありますが、1点目の課題とも重なっておりますが、まずは、基幹産業がしっかりと発展を続けて行くことが大事であり、大切であります。

また、超高齢化が進んで参ります。

ここで、様々な医療・福祉対策が必要になって参ります。

そんな中、10月から日本介護事業団により、施設と在宅の一体的ケアを目指して、小規模多機能型居宅介護事業などが開始されます。

私は、こうした取り組みが、官民の協力の下に進められることに、大きな意義を感じているところでございます。

今、地方自治体の共通の課題であります、人口減少・少子高齢化が進む中、地域の経済基盤を確立し、また、地域住民が安心して住み続ける環境づくりが必要になって参ります。

本町の行政運営が、町民の皆さんや企業・団体が連携をより深めながら、一体となつ

て、持続的な発展を目指していくこと、更には、時代を担う子供達が、郷土を愛し、健やかに成長するため、町民みんなで見守っていく環境づくりが、今後も続けられることを期待しているところであります。

町政全般を捉えますと、まだまだ課題はございますので、意を尽くさない感もありますが、8期32年を振り返りながら、答弁と致したいと思います。

以上でございます。

●議長 (11時32分)

6番森岡議員。

●6番

本当に、大綱的な部分が多い質問でありましたので、町長の思いも十分理解をしておりますし、今、これからの奈井江に期待することということにつきましては、本当に、十分思いを伝えて頂いたなというように思っています。

それで質問にはなりませんけど、現状の奈井江の課題、これからの課題ということにつきまして、本当にここにいる皆さん、それぞれ具体的なものが頭の中にあって、多分、共有している部分が大半だと思いますので、これからも、職員さんはじめ、議会も来年改選ですけど、それぞれ同僚の皆さん含めて、これからの奈井江が、町長が思い描いてきたのに近づけるように努力をしていきたいと思っておりますし、期待に応えるように、頑張っていって頂けると思っておりますので、安心をして下さいとは言いづらいですけども、そういうことでこれで質問を終わらせて頂きます。

町長、ありがとうございました。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問を終わります。

(11時33分)

---

(4. 1番大関議員の質問・答弁)

(11時33分)

●議長

1番大関議員。

(1番 登壇)

●1番

1番大関です。

私の立場からも、今回の胆振東部地震で亡くなられた方へのお悔やみと被災された方へのお見舞いを申し上げます。

私から、町長に対し大綱2点の質問を致します。

1点目は、役場庁舎の現状と今後の課題についてということで、3つの質問を致します。

庁舎の老朽化につきましては、皆さんご存知の通り、昭和46年建築、47年が経過しようとしています。

庁舎の建て替えにつきましては、今回の町政懇談会でも質問が出ておりますし、何度も他の議員が質問しております。

町長の答弁では、今後計画的に検討するし、今任期中では答えを出せないの、次期町長に任せるということとありますので、私からは、改めて、現在の庁舎の現状について伺います。

1つ目は、耐震性能についてです。

1981年6月1日、建築基準法改正によりまして、新耐震基準が設けられました。

1981年以前の基準の建物は、設計法が現在と異なるため、現在と同様な保有水平耐力に基づく方法で、耐震性の検討を行うことが出来ない。

このため、耐震診断では、建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標IS値を計算します。

このIS値が大きいと、地震の被災度は小さくなる傾向と言われております。

耐震改修促進法では、IS値の判定基準を0.6以上としております。

それ以下は、耐震補強の必要性があるとされています。

また、0.4以下の建物の多くは、震度5程度で倒壊、又は大破するとなっております。

奈井江町も、平成23年に診断を受けたようだが、結果についてお知らせを願います。

2つ目は、庁舎建て替えのための補助金についてです。

仮に、建て替えとした時、町長は、国に色々と要望しているとのこととありますが、これは、公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業のことかと思えます。

この事業につきましては、平成28年4月の熊本地震を教訓と致しまして、2017年から2020年度の時限措置として、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建て替えを緊急に実施するため、起債充当率90%以内、交付税措置につきましては、起債対象経費の75%を上限に充当した元利償還金の30%を基準需要額に算入するということとあります。

非常に有利で、今までなかった事業であります。2020年度までと区切られているため、延長をお願いしているところだと思えます。

この事業の他には何か補助事業がないかということと、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金は使えないのか、お聞きします。

3つ目は、庁舎の今後についてです。

町民の意見や要望を聞くような機会を検討しているかということとあります。

今まで色々な場面で、町民の考えを取り入れ、住民参加型の町政を行ってきましたが、庁舎の今後のあり方について、改修、建て替え、既存公共施設等利用等ですが、町民との今後の関わり方を伺います。

●議長  
町長。

(11時37分)

(町長 登壇)

●町長

大関議員にお答え申し上げたいと思います。

1つ目の耐震性能の数値についてでございますが、平成23年度に耐震二次診断を行い、結果については、第三者機関であります社団法人北海道建築士事務所協会の判定を受けております。

その判定と致しましては、国土交通省による、建物の耐震強度や建物の耐震安全性を示す耐震診断の際の判断基準となる数値が、IS値0.6以上であることが安全の目安となっておりますが、庁舎の強度は、1階から3階までの各階の南北・東西方向ともIS値が0.21から0.48であり、いずれも判断基準を下回っておりますが、建て替えや耐震改修などには財源の課題があるのも事実でございます。

平成28年度末現在、防災拠点となる庁舎の耐震化状況において、北海道は47都道府県中、46位と非常に低く、空知管内でも、約半数の市町村庁舎は、財政事情の影響から、耐震化等が進んでいない状況にあります。

そこで、2つ目の庁舎建て替えのための補助金の種類について関連してきますが、国は、熊本地震の被災状況を踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債において、市町村役場機能緊急保全事業を創設し、庁舎の建替事業費に対し、その90%を地方債として借入することができるようになりましたが、起債償還に対する交付税措置は実質22.5%に留まっており、このままでは、後年度の財政負担が大きいと言わざるを得ません。

空知24の市町で構成する空知地方総合開発期成会を通じ、適用期間の延長や交付税措置の拡充など、財政負担の軽減・平準化のため、弾力的な運用も含めた制度の拡充を要望しているところでございます。

質問のありました二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金については、省エネCO2削減効果等のある合板パネルによる新たな建築部材を用いた木造建築物の建設によるものでございます。

しかし、補助金には上限があり、加えて建築部材が高く、鉄筋コンクリートによる建物構造や耐用年数を含めたコストを比較する必要もあります。

庁舎本体を建て替え、又は、改修する全体財源を担うものとしては、市町村役場機能緊急保全事業が有利となりますが、他の補助制度など、部分的にでも他の事業が活用できるものは、積極的に組み合わせていくべきだと考えております。

3つ目の町民の意見、要望等を聞く会等の設置についてでございますが、庁舎に限らず、住民との対話、開かれた町政が一番重要と考えております。

まちづくり町民委員会を拡充して、意見を伺うなど、住民の意見を大いに取り入れて、建設していくことが、町政の基本でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。  
以上、答弁と致します。

●議長

(11時43分)

1番大関議員。

●1番

只今の答弁では、耐震診断につきましては、非常に低い数値でありまして、0.21から0.48ということで、危険な状況だと伺われます。

また、補助事業につきましては、積極的に組み合わせていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会の設置につきましても、今後検討していくということでありますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

政府の地震調査委員会の公表した最新の全国地震動予測地図でいくと、30年以内に震度6弱以上の揺れが起こる確率は、根室管内で78%、釧路管内で69%と、それぞれ前回より上昇致しました。

岩見沢市では10%であります、札幌市内にも断層がありますし、この近隣でも断層があります。

今回の胆振東部地震では、あまりはつきりとした断層を確認されてませんでしたけれども、道内で初めて震度7を記録致しました。

平成26年4月に、各地方公共団体に対しまして、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画が策定されました。

奈井江町でも策定されておりますし、庁舎の今後につきましては、基本方針でも謳っているとおりであります。

しかしながら、今回の地震、奈井江町でも震度4を記録致しましたけれども、庁舎に勤めている職員や、町民の安全安心を考えた時には、いつまでも庁舎の今後について待たられないことと思ひます。

今後ともしっかりと検討して頂きたいと思ひますが、長年町長をやってきた、役場機能緊急保全事業の年次延長ですとか、これに対する町長の手ごたえみたいなものは、どうなんでしょうか、お答え出来れば、伺いたいと思ひます。

●議長

(11時45分)

町長。

●町長

そういうことについては、具体的に申し上げたことはありませんが、関係機関と相談したこともございますので、よろしくご理解のほどをお願い致したいと思ひます。

今後、新しい町長が、そういうことを検討すると思ひますので、ご理解のほどをお願い



い申し上げたいと思います。

●議長

(11時46分)

1番大関議員。

●1番

分かりました。

具体的な数字を申しますと、現在の役場庁舎の延べ床面積が2,684平米でありますし、大体、新築すると予算すると、どこの市町村も大体平米あたり40万円と試算をしております。

現在の庁舎の大きさで建て替えをしたとすると、10億7千万掛かる予定でありますし、それに含めて、解体費用も掛かりますので、それ以上の予算が掛かると思います。

今後、この補助事業の活用ですとか、色々な町民の意見を聞きながら、是非とも早めに具体的な今後の庁舎のあり方について、お答えを出して頂きたいと思います。

これで1点目の質問を終わります。

2点目の質問であります。

今後の水害対策について、伺います。

町内には、2箇所の排水機場があり、洪水時には、関係者が集まり、操作、運転を行っているが、これとは別に、大和高島地区で、内水排除を行うことがあります。

内水排除とは、河川の水位が上昇して、堤防に囲まれた堤内地に水が湛水し、家屋や作物への被害が生じることを内水被害といい、堤内地の湛水や堤内小河川の水を、堤外地に排水することをいいますが、町内では、大和地区と高島地区で行っています。

特に高島ですが、地区内で水の状況を見て、3箇所から4箇所で、内水排除を行います。

トラクターにつけるタイプのポンプでありますので、関係者がトラクターを持ち寄り、班割し、各自、協力し合って活動しています。

ですが、地区内の農業者も高齢化していますし、後継者も不足しております。

この先、10台あるポンプを全部動かせない状況が予想されます。

ポンプも老朽化しており、以前より、水の上がり方が悪いように思われます。

また、今年も7月上旬に、大雨でポンプを回しました。

この時期に、内水排除をしたことは、過去に例のないことです。

今後の雨の降り方を考えると、活動方法や仕組みについて、関係者で議論する時期かと思いますが、町長の見解を伺います。

●議長

(11時48分)

町長。

●町長

大関議員の2点目でございますが、内水排除の今後の活動についてでございますが、

大雨時の内水排除に関しては、奈井江・高島両排水機場のほか、高島・大和両地区の対応を、地域との連携により進めてきたところでありますが、高島地区の具体的な対応については、農地防水対策事業等で導入した10台のポンプを使用し、地域の皆様の自主的な対応で、内水排除を実施しております。

このポンプの運転・維持管理等に関しては、平成9年に定めた維持管理に関する要領で、ポンプの修繕や、実際の稼働経費に関する町の助成等について定めております。

そこで、高島地区の今後の内水排除の活動方法等に関する質問であります。内水排除については、ご質問のとおり、地域の皆さんが、トラクターに着けるタイプのポンプを使用し、自主的に運転をして頂いております。

農業者の高齢化の他、ポンプの老朽化も進んでいるとのことではありますが、まず、ポンプに関しては、納入業者へ確認では、機械の性能としては、必要なメンテナンス、あるいは、部品の交換等により、まだ相当年数使用は可能ではないかとの見解を頂いております。

従って、当面は、点検を行う中で、現有のポンプの使用した対応をお願いしたいと考えております。

また、将来的には、農業者の高齢化の課題も考えていかなければならないと思います。

その中では、実際に、全町的な災害が発生した場合、緊迫した状況の中で、他の方法を用いた場合、適正な内水排除の対応が可能かどうかについても、検討が必要になると考えております。

いずれに致しましても、地域の皆さんからも具体的なお話しをお聴きする中で、検討が必要と考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時52分)

1番大関議員。

●1番

只今の答弁では、平成9年に地元と取り決めを色々と定めたということでありまして、ポンプもまだまだ使えるということでありまして、点検をしながら使っていくということでもあります。

また、地元と今後、検討していくということでもありますので、再質問は致しませんけれども、今年は、特に台風が多い年でありまして、町内でも直近で台風21号の農業被害もかなり出ております。

また、年間降水量ランキングを見ると、雨の降る地域は1位が高知県で年間3,600ミリでありますけれども、雨の降らない都道府県でいくと、1位が長野県、2位が岡山県、3位が山梨県ということで、海に面していない県が選ばれておりますけれども、4位に北海道が入っているんですね。

北海道は海に囲まれていますので、今後、多分、雨の降らない都道府県からは抜けていくのではないかなと、自分ではちょっと思っています。

また、今年の西日本の豪雨でありますと、過去50年でもない広範囲な豪雨が記録されております。

町内では、1000年に1度の雨を想定したハザードマップも作成しておりますし、先ほどの、防災時の組織の取り組みの中でも、しっかりとやっていると、私個人的には思いますし、今後もやって欲しいと思いますけれども、やっぱり、世界的に温暖化はこの先も進むことが予想されますし、今年、道南で初めて1時間あたりの雨量が100ミリを超えたということもあります。

今後やっぱり奈井江町もそのような大雨が降ることが予想されますので、是非とも、町長以下職員には、今後も、水害に対しての、色々な場面での想定を検討しながら、この先も防災対策を進めていって頂きたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

これで、町政一般質問を終わります。

(11時54分)

---

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時54分)

●議長

日程第5、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第3回定例会、大変お疲れさまでございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「補助団体監査結果報告について」

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

詳細につきましては、別冊で配布をしてございますが、7月26日から27日の両日、町が、平成29年度に財政支援を行った56の事業のうち、少額補助、間接補助を除く37の事業について、監査の実施がなされ、各事業とも、町からの補助を収納の上、目的にそって執行されている旨の報告がありましたので、報告申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

---

日程第6 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時56分)

●議長

日程第6、報告第2号「平成30年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をご覧ください。

報告第2号「平成30年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

平成30年度に公表する健全化判断比率につきましては、平成29年度決算に基づき算定をされ、赤字額の規模を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率については、全会計において、赤字、資金不足が生じてないことから、「該当なし」でございます。

また、公債費の負担を示します実質公債費比率は13.3%、将来における負担の比率を示す将来負担比率は77.0%であり、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、報告第2号について、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

---

**日程第7 報告第3号の上程・説明・質疑**

(11時58分)

●議長

日程第7、報告第3号「平成30年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

報告第3号「平成30年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

平成30年度に公表する資金不足比率については、平成29年度決算におけます公営企業の資金不足の規模を示すものでありますが、病院事業会計、下水道事業会計の2会計におきまして、資金不足が生じてないことから、「該当なし」でございます。

以上、報告第3号について、報告致します。

ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

---

**日程第8 報告第4号の上程・説明・質疑**

(11時59分)

●議長

日程第8、報告第4号「平成30年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報

告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をお開き下さい。

報告第4号「平成30年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり平成30年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

本件につきまして、奈井江町教育委員会より報告がありましたので、町議会に報告をするものでございますが、その概要につきまして、教育委員会の事務局長より説明を行いますので、よろしくお願い致します。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

別冊でお配りしております平成30年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

1頁をご覧願いたいと思います。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであり、本年度、8月2日に開催を致しました外部評価会議において、平成29年度に行いました事務事業に対し、各委員から貴重なご意見を頂き、本報告書にまとめたものでございます。

点検及び評価の対象項目につきましては、平成29年度教育行政執行方針に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業に、教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

1つ目の学校教育を充実しますでは、5頁から9頁に渡ります13の事業に対しまして、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員からの意見は10頁に記載をしておりますが、放課後学習支援では、支援員と相談を重ねながら児童の集中できる時間を考慮した実施に対し、改善を図りながらの事業推進に評価を頂いているほか、なえっこ伸び～る手帳や特別支援教育については、継続して取り組みを願いたいなど、4点のご意見を頂

いてございます。

2つ目の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは、11頁から12頁に渡ります6つの事業に対しまして、外部評価委員からの意見は、13頁に記載をしておりますが、今後も、いじめや不登校の未然防止活動や、発生後には迅速な対応が行われるよう取り組んでいただきたい。

また、農業体験や食育の推進では、生産者の方や養護教諭の声を取り入れ、工夫を図りながら進めていただきたいとの意見を頂いております。

3つ目の快適な学習環境の整備を推進しますでは、14頁に渡ります4つの事業に対しまして、小中学校施設の定期的な点検を行い、授業の支障とならないよう学習環境の整備に努めて頂きたいなど2点のご意見を頂いております。

15頁をご覧ください。

4つ目の多様な教育機会の支援を推進しますでは、16頁に渡ります3つの事業に対しまして、奈井江商業高校からの進学では、学部は限られているものの普通高校より選択肢も広く優遇されている。

今後の生徒確保では、このような状況を更に強めながらアピールしていくことが必要。

また、町の支援は、入学時から手厚い支援となっているが、より地元生徒から選ばれる高校となるよう、支援内容を見直していくことが必要と考えるとのご意見を頂いております。

17頁をご覧下さい。

5つ目の子どもの健全な育成を推進しますでは、18頁に渡ります、4つの事業に対しまして、子ども会ミニバレーボール大会の参加者が減少していることから、社会人や親子などを含めチーム編成を行うなど、交流事業が発展していくよう検討を頂きたいなど、2点のご意見を頂いております。

19頁をご覧下さい。

6つ目の生涯学習活動を推進しますでは、22頁に渡ります11の事業に対しまして、外部評価委員からの意見は、23頁に記載をしておりますが、公民館講座をきっかけとして、自主運営サークルに発展した団体が育成されていることは大きな成果と考える。

今後も講座を通じ、このような団体が増えることを期待したい。

また、成人年齢の引下げに伴い、今後の成人式について、式典の対象年齢や参加しやすい時期など、町民の方と意見交換を重ねながら検討を頂きたいなど3点について、ご意見を頂いております。

7つ目の楽しく参加できる生涯スポーツを推進しますでは、24頁に渡ります5つの事業に対し、外部評価委員からの意見は25頁に記載をしておりますが、歩こう会では、町内で開催された団体のイベント会場とゴール地点を同じくすることで賑やかとなった。今後もルートやゴール地点など見直しを行いながら進めて頂きたいなど2点について、ご意見を頂いております。

8つ目の個性豊かな芸術文化を推進しますでは、26頁に渡ります4つの事業に対し、外部評価委員からの意見は27頁に記載をしておりますが、文化ホール自主事業では、内容等により集客数の増減はあるものの事業継続を願いたいなど2点のご意見を頂いて

ございます。

9つ目の教育委員会活動状況では、教育委員会の活動について、より透明性を図る観点から、ホームページなどを通じ多くの人に知って頂く活動が必要であるとのご意見を頂いてございます。

以上が、平成30年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。

各項目における外部評価委員から頂いた意見を受け止め、今後、事業内容の充実や改善に役立てながら、教育行政を推進して参りたいと考えてございます。

以上、報告書のご説明とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

ここで、1時05分まで昼食のため休憩とします。

(昼休憩)

(12時06分)

---

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時02分)

●議長

会議を再開します。

日程第9、議案第1号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

議案第1号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」

平成30年度奈井江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,189万2千円と



する。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、9款地方特例交付金3万2千円を追加し153万2千円、10款地方交付税1,304万5千円を追加し22億5,904万5千円、14款国庫支出金15万1千円を追加し2億755万円、15款道支出金77万円を追加し4億2,113万円、17款寄附金200万円を追加し3,204万1千円、18款繰入金469万9千円を減じて2億2,970万5千円、20款諸収入279万7千円を追加し3億21万5千円、21款町債62万3千円を減じて4億4,487万7千円、歳入合計1,347万3千円を追加し50億1,189万2千円とするものでございます。

次頁をご覧ください。

歳出、2款総務費487万9千円を追加し2億7,872万3千円、3款民生費208万3千円を追加し9億1,575万4千円、6款農林水産業費198万円を追加し3億1,067万円、7款商工費194万6千円を追加し1億6,791万2千円、8款土木費235万8千円を追加し5億8,821万2千円、10款教育費22万7千円を追加し2億7,105万4千円、歳出合計1,347万3千円を追加し50億1,189万2千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明申し上げます。

13頁をお開き下さい。

2款、1項、1目の一般管理費では、7月に発生を致しました平成30年7月豪雨に被災をしました友好都市・岡山県高梁市に対する義援金30万円を追加計上。

4目財産管理費では、南町7区の未利用町有地の売却に係わる分筆測量業務委託料、227万9千円を追加。

7目の国際交流では、ハウスヤルビ町訪問団の来町時通訳謝礼で30万円を追加計上。

10目では、寄附による積立金200万円を追加してございます。

14頁をご覧ください。

3款、1項、1目の障がい者支援に要する経費では、介護報酬の改定によるシステム改修負担金30万3千円、障がい者医療費、障がい者自立支援給付費負担金の確定による過年度分の返還金で146万4千円を追加計上。

2項、1目では、障がい児入所給付費負担金の確定による過年度分の返還金として31万6千円を追加計上してございます。

15頁をご覧ください。

6款、1項、5目では、道営土地改良事業に要する経費で、中心経営体農地集積促進事業補助金の、対象面積の増によりまして100万円を追加計上。

排水機場維持管理事業に要する経費では、7月から8月の大雨によります、排水機場の稼働時間の増により、燃料費と運転管理業務委託費、併せて98万円を追加してござ

います。

7款、1項、1目では、みなクルの自動販売機設置業者のご厚意により、設置をしておりましたAEDが、9月末のリース期間終了をもって撤去となるため、町が継続をしてAEDを配備するということで、レンタル料2万1千円を追加計上してございます。

16頁をお開き下さい。

6目では、指定管理の協定、「燃料等の単価において、10%の増減があった場合に清算を行う」との協定により、192万5千円を追加計上してございます。

8款、2項、1目では、昨シーズンの大雪に起因する町道の維持管理等の委託料の増高によりまして、180万円を追加計上。

17頁にわたります3項、2目では、大雨による高島地区、大和地区での排水作業に係る費用55万8千円を追加しております。

10款、6項、2目では、町民プールの温水循環ポンプの修繕料で22万7千円を追加計上してございます。

次に、歳入について説明を致します。

10頁にお戻り下さい。

9款、地方特例交付金では、交付金の確定により、3万2千円を追加計上。

10款の地方交付税では、普通交付税の確定により、1,304万5千円を追加計上しております。

14款の民生費国庫補助金では、障がい者総合支援事業費補助金で15万1千円を追加計上。

15款の農林水産業費道補助金では、中心経営体農地集積促進事業補助金で55万円。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金で22万円を追加計上してございます。

次頁をご覧下さい。

17款の寄附金では、三原敏彦様からのご寄附により200万円を追加計上。

18款の諸収入では、雑入であります。障がい者支援に係る国・道費過年度分精算金で40万8千円、町有地の売却に伴います事業関連雑収入で238万9千円を追加計上しております。

12頁にわたります、21款の臨時財政対策債では、金額の確定により62万3千円を減じております。

なお、以上におけます歳入歳出の差469万9千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

## ●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 5議案一括上程・大綱説明

(13時11分)

●議長

日程第10、  
認定第1号「平成29年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第3号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第4号「平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第5号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」  
以上、5議案を一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
説明は大綱説明とします。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、5会計の決算認定の大綱について、説明をさせて頂きたいと存じますが、

説明に当たりましては、別冊でお届けをしております、平成29年度奈井江町一般会計等決算資料の2頁にそれぞれ決算数値が記載になっておりますので、そちらの方をご参照頂きたいというふうに存じます。

それでは、議案書の20頁。

認定第1号「平成29年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

平成29年度一般会計の歳入歳出の決算は、歳入総額57億1,639万8千円、歳出総額56億5,560万7千円で、実質収支額は6,079万1千円でございます。

歳出では、前年度比7億5,116万9千円の増。

歳入では、前年度比7億1,082万4千円の増でございます。

予算の執行に当たりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活向上に向けた、まちづくり計画の推進を図ると共に、健全財政の堅持に意を用いて、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところでございます。

議案書の21頁をご覧ください。

認定第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

平成29年度の国民健康保険事業会計の決算額であります、歳入総額2億5,133万8千円、歳出総額2億4,375万6千円であり、実質収支額が758万2千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、広域連合負担金で、対前年度比10.1%減の2億763万9千円。

歳入については、国民健康保険税で、前年度比8.4%減となります1億1,119万6千円、繰入金で38.3%増の7,128万5千円、諸収入で44%減の5,586万3千円となったところでございます。

議案書の22頁をご覧ください。

認定第3号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

総額等々について説明を申し上げます。

平成29年度の決算額は、歳入総額9,439万円、歳出総額9,384万8千円、実質収支額が54万2千円となっております。

歳出の主な内容については、後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度比3%増の9,347万5千円を支出してございます。

歳入については、後期高齢者医療保険料で2.3%増の6,103万7千円、繰入金で4%増となります3,269万7千円となっております。

議案書の23頁をお開き下さい。

認定第4号「平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

下水道事業会計の平成29年度の決算額につきましては、歳入総額4億5,747万2千円、歳出総額4億5,313万2千円、歳入歳出の差し引き434万円となったと

ころであり、このうち、翌年度に繰り越す財源8万8千円を差し引きました、実質収支額が425万2千円となったところでございます。

下水道事業の主なものにつきましては、公共下水道の汚水柵の新設3ヶ所、個別排水処理施設の設置工事2ヶ所となっております。

これらの整備によりまして、平成29年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で95.3%となり、水洗化件数は2,550件となったところでございます。

続きまして、議案書の24頁をご覧ください。

認定第5号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

収益的収支では、収入10億7,574万円、支出11億3,155万3千円となり、当年度の純損失が5,581万3千円であります。

資本的収支では、収入8,335万円、支出1億2,959万4千円で、不足する額4,624万4千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしてございます。

なお、平成29年度は、単年度の実質収支が5,574万4千円の赤字、29年度末の繰越実質収支は1億4,380万7千円の黒字となったところでございます。

以上が、平成29年度の奈井江町の5会計の決算概要でございます。

よろしくご審議の上、ご認定下さいますよう、お願い申し上げます。

---

#### (大綱質疑)

●議長

5議案に対する大綱質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

---

#### (特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月13日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、9月13日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(13時20分)

(特別委員会の互選結果報告)

(13時24分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

---

閉会

●議長

おはかりします。

9月8日から9月13日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月8日から9月13日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、14日は、午前10時00分より会議を再開します。

本日は、大変、ご苦労さまでした。

---

(13時26分)

平成30年第3回奈井江町議会定例会

平成30年9月14日（金曜日）  
午前9時58分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第1号 平成29年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 5 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 6 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 7 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし



○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北	良	治	
副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
まちづくり	参事	碓	井	直	樹
健康ふれあい	参事	小	澤	敏	博
会計	管理者	小	澤	克	則
くらしと	財務課長	馬	場	和	浩
まちなみ	課長	大	津	一	由
おもいやり	課長	石	塚	俊	也
ふるさと	商工観光課長	横	山		誠
ふるさと	農政課長	辻	脇	泰	弘
教育委員会	事務局長	松	本	正	志
町立病院	事務長	杉	野	和	博
代表	監査委員	中	野	浩	二
農業委員会	会長	千	徳	信	行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	山	崎	静
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

---

## 開会・挨拶

### ●議長

おはようございます。

定例会最終日出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名します。

---

## 日程第2 5議案一括上程・報告

(9時59分)

### ●議長

日程第2

認定第1号「平成29年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題とします。

5議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

### ●事務局長

(審査報告書)朗読。

### ●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員会、委員長、8番大矢議員。

(特別委員長 登壇)

● 8番

平成29年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。

事務局長より報告がありましたので、一部を省略して、報告致します。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号から認定第5号までの5会計の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて監査委員の決算監査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税を始め、各使用料、そして他会計ではありませんが国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであり、特に住宅使用料においては2年連続して徴収率100%を達成したことは、高く評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

近年、自然災害が多発する傾向があります。

防災対策では、行政と地域が協働で取り組まなくてはならず、そのためにも災害弱者と言われる要援護者の把握が重要と考えます。

町民の安全・安心を守るためにも、要援護者名簿の整備・地域との連携体制の強化を願うものです。

次に、定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が表れていることは、大いに評価するものであります。

まちづくりの重要な施策の一つであるので、評価・検証を行うとともに、お試し移住、地域おこし協力隊の活用を進め、移住・定住が一層進むよう期待するものであります。

次に、介護施設等で実施されているボランティア活動についてであります。

ボランティア活動の広がりや、ともに支え合い、交流する地域社会が進むなど大きな意義を持っています。

多くの方にボランティア活動に参加いただくためにも社会福祉協議会、日本介護事業団との連携により、更なる充実を望むものであります。

次に、温泉施設についてであります。

温泉施設は、新たな指定管理者のもと、平成29年12月にリニューアルオープン以来、多くの町民に利用されているところです。

町民の期待も大変大きいことから、更なるサービスの向上を期待するものです。

次に、農政については、本町のブランド品種「ゆめぴりか」は、北海道において、ト

ップクラスの品質を維持していることに対し、生産者、関係機関のたゆまない努力に敬意を表するものであります。

引き続き、ＪＡ・関係機関との連携による、農産品ブランド化への支援、ＰＲなどに努めていただくとともに、人口減少、経済のグローバル化の進展等農業を取り巻く情勢が大きく変化している中、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう継続的な支援を要望するものです。

次に、道路の維持管理において、段差等の路面損傷は事故の要因となる可能性が高くなるため、通行に支障のないよう適期の補修を実施し、安全を確保するよう要望するものであります。

次に学校のＩＣＴ環境整備について、中学校へタブレットを導入しましたが、授業における活用状況などの評価・検証を実施し、今後に予定される小学校のパソコンの入れ替え時に、小学校教育に適した機器の選定になるよう要望するものであります。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保などの努力を評価するものです。

町立国保病院は、「健康と福祉のまち」の核となる施設であり、引き続き、地元医歯会、近隣公立病院との連携を推進し、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

---

## 認定第１号の討論・採決

(１０時０７分)

### ●議長

認定第１号「平成２９年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

認定第１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**認定第4号の討論・採決**

●議長

認定第4号「平成29年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**認定第5号の討論・採決**

●議長

認定第5号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第3 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第3、議案第2号「教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

暫時休憩致します。

(教育長 退席)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第3回定例会、大変ご苦労さまでございます。

議案第2号「教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、奈井江町教育委員会教育長、萬博文氏が、平成30年10月15日付けをもって任期満了となることから、引き続き、萬博文氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるところでございます。

平成30年9月6日提出、奈井江町長。

なお、萬氏の履歴については、次頁に記載しておりますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致しますところでございます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第2号を採決します。  
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定しました。  
暫時休憩致します。

(教育長 入場)

---

**日程第4 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時12分)

●議長

会議を再開致します。  
日程第4、意見案第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。  
事務局長に、一部を省略し朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。  
3番遠藤議員。



● 3 番

補足説明をさせていただきます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土の保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進めることにより、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

今後、人工林資源が利用期を迎える中、既存の制度や平成 31 年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが重要であると考えます。

よって、皆様のご賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

● 議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

● 議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

意見案第 1 号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

日程第 5 調査第 1 号の上程・付託

(10 時 16 分)

● 議長

日程第5、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 調査第2号の上程・付託

(10時17分)

●議長

日程第6、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 調査第3号の上程・説明・付託

●議長

日程第7、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号)朗読。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

---

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成30年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

---

(10時20分)